

平成25年11月8日

青森県県土整備部監理課建設業振興グループ

「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算の取扱いについて

記

1. 「審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係」の期間計算は以下の通りです。
 - (1) 審査基準日（決算日）の前日を起算日とします。
 - (2) 起算日の6ヶ月前の月の応当日の翌日を6ヶ月前とします。ただし、応当日が存在しない場合には、翌月の初日を6ヶ月前とします。
 - (3) 6ヶ月前の前日を6ヶ月と1日前とします。

2. 審査基準日（決算日）から6ヶ月と1日前以前から恒常的な雇用関係のある技術者を評価対象とします。代表的な審査基準日等での各該当日は次ページをご参照ください。

審査基準日（決算日）	起算日	6ヶ月前	6ヶ月と1日前 （該当日）
平成25年 3月31日	平成25年 3月30日	平成24年10月 1日	平成24年 9月30日
平成25年 4月30日	平成25年 4月29日	平成24年10月30日	平成24年10月29日
平成25年 5月31日	平成25年 5月30日	平成24年12月 1日	平成24年11月30日
平成25年 6月30日	平成25年 6月29日	平成24年12月30日	平成24年12月29日
平成25年 7月31日	平成25年 7月30日	平成25年 1月31日	平成25年 1月30日
平成25年 8月31日	平成25年 8月30日	平成25年 3月 1日	平成25年 2月28日
平成25年 9月30日	平成25年 9月29日	平成25年 3月30日	平成25年 3月29日
平成25年10月31日	平成25年10月30日	平成25年 5月 1日	平成25年 4月30日
平成25年11月30日	平成25年11月29日	平成25年 5月30日	平成25年 5月29日
平成25年12月31日	平成25年12月30日	平成25年 7月 1日	平成25年 6月30日
平成26年 1月31日	平成26年 1月30日	平成25年 7月31日	平成25年 7月30日
平成26年 2月28日	平成26年 2月27日	平成25年 8月28日	平成25年 8月27日
平成26年 3月31日	平成26年 3月30日	平成25年10月 1日	平成25年 9月30日
平成25年 4月 1日	平成25年 3月31日	平成24年10月 1日	平成25年 9月30日
平成25年10月 1日	平成25年 9月30日	平成25年 3月31日	平成25年 3月30日
平成25年 6月15日	平成25年 6月14日	平成24年12月15日	平成24年12月14日
平成24年 2月29日	平成24年 2月28日	平成23年 8月29日	平成23年 8月28日
平成24年 8月31日	平成24年 8月30日	平成24年 3月 1日	平成24年 2月29日

※「6ヶ月前の月の応当日」とは「180日前」ということではありませんのでご注意ください。